

新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針

★ここがポイント!!★

避難所開設・運営マニュアルに加えこの運営方針を活用することで、感染症対策を徹底する。

<基本的な考え方>

- ①避難所の過密状態防止
- ②避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- ③避難所スペース及び新たな避難所の確保
- ④避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- ⑤感染が疑われる避難者への適切な対応

<具体的な対策方法>

①避難所の過密状態防止

- ・在宅避難又は親族・友人宅への避難を優先するよう周知する。(※1)
- ・町内自治会等に、集会所を地域の避難場所として活用することについて協力を求め、その際は避難所同様感染症予防や感染拡大防止に努めるよう周知する。(※1)
- ・在宅避難などの避難所外避難者(車中泊含む)への物資支援等は、指定避難所で対応する。
- ・車中泊におけるエコノミークラス症候群対策として、避難所内の情報掲示板に注意喚起チラシ(※2)を掲示する。

②避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

<手洗い及び咳工チケットの徹底>

- ・手洗い及び咳工チケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板に厚生労働省作成の感染症対策チラシ(※2)を掲示する。

<十分な換気の実施>

- ・避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。

<十分な居住スペース及び社会的距離の確保>

- ・避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保する。
- ・ほかの人に飛沫が飛ばないよう、避難者同士の間隔を2メートルほど確保する。

<入所時及び定期的な健康チェック>

- ・避難所受入れ時及び毎朝検温を実施し、避難者自身が「健康管理チェックリスト」(※2)により健康管理する。

<災害用備蓄品（衛生用品）の積極的な活用>

- ・避難所に配備されているマスク、消毒液、ウェットティッシュ、ゴム手袋といった衛生環境を保持するための備蓄品を積極的に活用する。
- ・消毒液は必ず受付及びトイレ前に設置する。

③避難所スペース及び新たな避難所の確保

- ・発災時には、可能な範囲で多くの指定避難所を開設する。（※3）
- ・指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- ・ホテル等民間宿泊施設を、避難所として活用するよう努める。（※3）
- ・災害時応援協定の締結先に対し、一時的な避難所としての施設等の提供を協議する。（※3）

④避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

- ・避難の際には、食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計を持参する。
- ・こまめに手洗いをする。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。
- ・原則マスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、咄嗟に咳が出るときは袖や上着の内側で覆う。
- ・向かい合わせではなく背を向けて座るようにする。
- ・37.5°C以上の熱がある、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、速やかに避難所運営スタッフに報告する（健康管理チェックリストによる自己管理）。

⑤感染が疑われる避難者への適切な対応

- ・感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から専門機関（※4）に連絡し、検査、入院の調整をする。
- ・やむを得ず専門機関との調整中、一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。また、専用スペースを確保できない場合は、可能な範囲でパーテイションで区切る等の工夫をする。

※1 市役所側で周知しますが、各避難所運営委員会様でも可能な範囲で周知をお願いします。

※2 防災対策課から施設管理者宛てに送付します。

※3 市役所側で調整します。

※4 新型コロナウイルス感染症の場合は、帰国者・接触者相談センター（043-238-9966）